

一般質問通告書

【第63回定例会】

多可町議会議長 河崎 一 様
 多可町議会議員 吉田 政義



受 領 日	番号
平成27年 3月10日	6
午前・ <u>午後</u> 1時 0分	

質問の項目及び要旨	答弁を求める者
1. 建物の固定資産税評価と都市計画区域の関係は	町 長

家または倉庫などの建築物を建てる時、中区は都市計画区域であるため、新築は全て、増改築は延面積 10 ㎡以上あれば、建築確認申請が必要です。加美区や八千代区では区域外であるため、特に大きな建物以外は、申請の必要はありません。建築確認申請は、建築しようとする建物が建築基準法等の関係規定に適合するかの確認を受ける届けですが、火災や地震に対して安心安全で、人々が住みやすく怪我をし難いようにする義務を設計者に課しております。町の建設課を経て、兵庫県の審査で建築許可になります。非常に重要な手続きです。多可町でも、固定資産の負荷にとり、新築や増改築の情報は、税の公平性には不可欠だと思います。税務課では、その公平な調査に日々ご努力をされていると思います。そこで、以下の3点についてお伺い致します。

1. 建物や増改築はどのように情報を収集されていますか。
2. 建物の評価はどのようにされていますか。建築確認申請の有無で差があるのでしょうか。
3. 3 区別に、この数年の新築や増改築の件数を教えて下さい。

2. 地籍調査の課税への反映と時期は	町 長
--------------------	-----

地籍調査が進み、中区では平地部を先に北部から着手され、今、間子で実施されております。土地の境界が不明確であったり、測量も不正確であったりするため、土地の実態を正確に把握できない場所もあり、限りある国土の有効活用・保全のためには、土地の実態を正確に把握する地籍調査が必要であります。

また、土地取引の円滑化と土地資産の保全、災害復旧の迅速化、土地にかかるトラブルの未然防止、固定資産税の課税の適正化、適切な森林管理等の利点もあり、重要施策であります。

しかしながら、この調査により土地の面積が確定し、地籍簿の内容に基づいて登記簿の内容が書き改められます。一般には、面積が増加する事案が多いようです。特に、山林では、倍近くなるケースがあるようです。

そこで、地籍調査の結果、固定資産税への反映はどのようになっておりますか。その手続きについてお伺い致します。